

平成二十二年二月二十二日 竹島の日記念式典

島根県知事の溝口でございます。

主催者として、一言、ご挨拶申し上げます。

平成十七年に、私も島根県の条例で「竹島の日」を制定して以来、5年を経過し、本日、国会議員の方々をはじめとしまして、このように多くの皆様をお迎えして記念式典を開催できますことは、誠に喜ばしいことであります。

ご参加いただきました皆様、そしてまた、これまで竹島問題の解決に向けた取り組みに対しまして、ご理解とご支援を賜った多くの皆様に、厚く御礼を申し上げます。

〈条例制定の経緯〉

「竹島の日」条例は、制定当時、竹島問題の風化が危惧されていたことから、国民世論を喚起し、国の取組みを促したいという、県民の切なる願いにより制定されたものであります。

条例制定後、県では関係団体とも連携しまして、国に対して、政府間交渉を粘り強く行うことや、国内外で竹島問題について正しい理解が進むよう、強く訴えてまいりました。

〈国の動き〉

この五年の間における国の動きをみますと、

- ・平成十八年には、衆参両院で「竹島の領土権確立に関する請願」が採択されました。
- ・平成二十年には、外務省は十カ国語による竹島問題啓発のためのパンフレットを作成し、これを各国に配布しております。
- ・また、学校教育におきましては、平成二十年の改訂で、中学校の社会科の学習指導要領解説に「竹島」が記載されるなど、

一定の進展が見られました。

〈島根県の動き〉

この間、私ども島根県自身も、いろいろな活動を行ってまいりました。

・平成十七年には、県内外の専門家による「竹島問題研究会」を設置し、歴史資料等に基づいた実証的な研究に取り組み、「竹島問題」の歴史的な経過を中心に、日韓両国の主張を体系的に整理しました。

その研究成果は、竹島問題研究の基礎文献として活用されるに至っております。

・そして昨年は、第二期目の「竹島問題研究会」を設置し、さらに幅広い研究を進めております。

・平成十九年には竹島資料室を県の施設として開設し、竹島に関する歴史的資料の収集、保管、公開を行っております。

・また、同年に島根県のホームページに「Web 竹島問題研究所」を開設し、インターネットを通じて研究成果を紹介したり、寄せられたご意見やご質問に対して回答などを行っております。このホームページへのアクセスは開設以来、五十五万件にのぼっております。

・また、今年度は、私どもが独自に映像資料などを盛り込みました「竹島学習のための副教材」を作成し、この「副教材」を活用しながら、県内の全ての小中学校で、竹島についてより充実した学習を、全国に先駆けて実施してきております。

〈国に対する要望活動〉

今後の私どもの対応としましては、これまで申し述べてきました活動を、引き続き行って参りますが、これに加えて、竹島の属する隠岐の島に関連した活動を強化していきたいと考えております。

まず、隠岐の島をはじめとして国境に面した離島は、我が国の領

土保全の上で極めて重要な役割を果たしております。このことに鑑み、国境離島の住民の方々の生活に支障が生じないように、国の適切な支援が講じられるよう、国に求めてまいりたいと考えております。

また、こうした中で、竹島などの国境離島が果たす役割を国民の皆様にご理解していただくための施設を隠岐の島に設置することを国に求めてまいります。

県としましては、今後、地元の町とともに、この啓発施設のあり方について調査・検討を行っていきたいと考えております。

〈結び〉

終わりになりますが、竹島問題は日韓両国の外交努力により平和的に解決すべきものであります。そのためには、国民全体の理解と世論の盛り上がりが不可欠であります。

本日ご出席をいただいております全国青年会議所におかれましては、竹島問題の全国的な啓発に努められ、百万人署名活動などを行っておられます。こうした取り組みに、深く感謝申し上げます次第であります。

また、本日は、多くの国会議員の皆様にご出席いただいております。国政の場でさらに活発な活動が行われますことを強く期待しております。

お集まりの皆様方におかれましては、竹島問題の解決に向け、引き続き、力強いご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。主催者としての挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。